

# 島根県報

平成21年9月29日 (火) **号外 第 173 号** (每週火·金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	<b>^</b>
	<i>3</i> 1/
<b>—</b>	<b>&gt;</b>

# 【監査公表】

定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

2

#### 監 査 委 公 表

#### 島根県監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した平成19年度会計に係る定期監査の結果に基づ き講じた措置について、島根県病院事業管理者及び島根県知事から通知があったので、同条第12項の規定により次のとお り公表する。

平成21年9月29日

島根県監査委員 井 田 徳 義

和 田 章一郎

山﨑悠雄

山川博司

平成19年度公営企業会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容等

指摘事項・添付意見	措置の内容・処理方針
指摘事項	
1 病院事業 (病院局)	
○支出事務が適当でないもの	
支払額を誤っているもの	
旅費(2名分)の支払について、用務地で移動する交	今後は、別途支給の有無等を十分確認のうえ、適正な
通費が別途支給されているにもかかわらず、用務地の交	旅費支給を行うこととする。
通費等の諸雑費である日当が支給されていた。	なお、指摘のあった2名分の旅費については、旅行者
	から戻入済みである。

# 添付意見

1 病院事業 (病院局)

#### 【中央病院】

1) 医療従事者の確保について

医師については、平成19年度において処遇改善等が図 7月1日現在で正規職員5名が欠員となっているほか、 れたい。

また、看護師については、平成21年4月からの「7対 善を行った。 保育所設置などの検討を進めて看護体制の確保に努めら た、要望の多い院内保育所について、平成22年4月開設

平成20年度から初期・後期臨床研修医等嘱託医の年次 られ、一定の確保が成されたところであるが、平成20年 | 有給休暇付与日数を年20日に増加した。平成21年4月か らは、医師・歯科医師の初任給調整手当及び地域手当増 後期臨床研修医も募集に対し充足していないなど医師不|額、救急当直医の特殊勤務手当新設、並びに救命救急セ 足は続いている。今後とも積極的に医師の確保に努めら レター及び総合周産期母子医療センターの夜間勤務が必 要な医師を対象とした変形労働時間制導入などの処遇改

1」看護配置に向けて、多くの看護師の確保が必要とな 7対1看護配置に向けて、増員に見合った携帯端末や るが、増員に対応した職場環境の整備や要望の多い院内┃ロッカーを配置するなど必要な環境整備を行った。ま れたい。

さらに、新規採用者の増加により若年層の割合が高ま 図って、看護の質の確保にも努められたい。

#### 【こころの医療センター】

1) PFI事業による施設維持管理等の円滑な推進に ついて

建物や設備の維持管理、患者搬送、患者利便施設運営 PFI事業者との良好なパートナーシップのもと、P 等の業務については、新病院の建設に併せて県内で初め FI事業者との定期的な調整会議の開催や事業情報の共 てのPFI事業により実施されているところである。

ことのできる環境を確保するためには、診療体制の充実しの向上等に努めていきたい。 とともにPFI事業の円滑な推進が大変重要であり、病 院側とPFI事業者側が緊密な連携のもとに病院運営に 取り組まれたい。

#### 【病院全事業】

1) 地方公営企業法の全部適用について

病院事業については、地方公営企業法の一部(財務事 用することとし、知事部局から独立した病院事業管理者 | 入事務を共同で実施している。 を置き、病院局を設置したところである。

迅速にできるようになり、医療従事者の確保に向けて、「効果を発揮できるよう努める。 職員定数の増加、医師手当等の増額、看護職員の採用試 験の改善など、当面の課題に機敏に対応してきている。

今後については、病院事業管理者のもとで、中央病院 とこころの医療センターとが、委託業務や購入業務の共 同化等を一層推進して、全部適用の効果をより発揮され るよう取り組まれたい。

# 2) 内部統制について

を目指して整備をすすめている。

新人教育については、平成21年度より新人看護職員教 ることとなるため、看護師の研修体制の一層の強化等を|育担当看護部長を専任で配置するとともに、教育担当副 看護師長を配置するなど、教育体制の強化を図ってい る。

有化などを通じ、緊密な連携を図ることにより施設維持 入院患者や外来患者が、安心して必要な診療を受ける | 管理業務等の P F I 事業の円滑な推進及びサービス水準

中央病院とこころの医療センターの業務の共同化につ 務)のみの適用であったが、平成19年4月から全部を適 | いては、平成19年度から燃料油の契約事務や企業債の借

今後も、費用対効果を検証した上で可能なものから共 全部適用により、病院事業管理者のもとで意思決定が同化に取り組むなど、地方公営企業の全部適用における

両病院とも窓口等において多額の現金を取り扱ってお 両県立病院とも、会計窓口(中央病院は現金自動支払 り、また、部局や職種が多岐にわたっており、財務関係 | 機を含む。) において医療費の支払いとしての現金を日 の事故防止を目的とした内部牽制機能を確保することが | 々取り扱っている。その業務は、医療事務の一部として

求められている。

は第129条として、「病院局における財務事務の適正化を こころの医療センターでは翌日に、出納取扱金融機関と 期するため、定期又は臨時に検査を行う」と規定されて|して指定している山陰合同銀行の職員に引き渡され、ロ いるが、実際には検査は実施されていなかった。

ついては、検査の項目や手続きなどの検査方法を具体 的に定めて定期及び臨時に実施するなど、財務事務の内」における事務局職員の点検を経た後、行われている。 部統制については特に留意されたい。

## 3) 未収金対策について

両病院においては医療費の個人負担未収金の回収に鋭【中央病院】 意取り組まれているが、当該未収金のうち1年以上経過 したものは、両病院で1億4,700万円余の多額に達し、前 本人や保証人への催告、来院時を捉えての面談、家庭訪 年度末に比較して20%(2,400万円余)増加している。こ┃問等を実施し回収に努めているところである。平成20年 の増加額は3年連続して2,000万円を超えており、懸念さ|度においては、医事業務委託先企業に対し訪問徴収担当 れる状況にある。

会」では、医療機関の未収金の増加に関し、様々な観点 収対策を強化した。 から発生原因の分析や対応策の検討を行っており、本年 7月には、その報告書が示されている。

しているところであり、前述の報告書なども参考にし|の利用促進などの取り組みを行っているところである。 て、一層の取組を推進されたい。

民間業者に委託して実施している。

このため、平成19年4月制定の「病院局財務規程」に 会計窓口で取り扱った現金は、中央病院では当日中、 座に入金される。

この、山陰合同銀行への現金引き渡しは、両県立病院

従来から両県立病院において、医事会計システムによ り集計された金額と現金との突合を点検等してきたとこ ろであるが、日々の病院事務局職員の点検等を補完する ものとして、非定例的に臨時的な検査を実施するなど、 財務事務の内部統制により一層努める。

中央病院では、医療費の個人負担分未収金について、 1名を配置することにより、再来院時の支払協議や事務 厚生労働省の「医療機関の未収金問題に関する検討 局との共同訪問活動の実施を強化するなど、未収金の回

また、未収金の新規発生を予防するため、出産育児一 時金や高額療養費の委任払い制度の利用を促進するとと 未収金対策については、昨年度の決算審査意見で指摘した、平成19年10月から導入したクレジットカード払い 平成20年度においては、医事業務委託先企業の入院レセ プト担当職員を3階事務室から各病棟に配置・増員し、 従来の会計窓口等での制度周知に加え、各病棟段階での 制度周知体制を強化した。これらにより、新たに発生す る未収金の抑制を徹底する。

> 厚生労働省では未収金問題について検討が進められて いる。具体的には、回収対策として保険者徴収制度につ いての運用方法を検討するとともに、発生防止対策とし て出産育児一時金の医療機関への直接払いなどの検討が 行われている。

中央病院としては、こうした国の制度充実の動きも踏 まえながら、未収金の回収と発生抑制に努めて参りた

#### 【こころの医療センター】

平成20年8月20日付けで、「島根県立こころの医療セ ンター滞納未収金対応要項」を策定し、従来の多額滞納 者を中心とした対応に加えて、高額療養費制度による窓 口負担の軽減手続きなどの制度説明や未収金が発生した 場合の早期面談実施など未然防止に努めている。

今後も高額療養費制度などの公的制度の利用促進や医 師、看護師、医療相談スタッフ、事務担当が連携して面 談にあたるなど病院全体で引き続き未収金対策に取り組 んでいく。

## 4) 引当金の計上について

平成19年度決算において、中央病院では退職給与引当【中央病院】 金1,400万円、修繕引当金3,000万円、こころの医療セン ターでは退職給与引当金3,800万円が計上されているが、 に支障を来していたため、予算の平準化を図ることを目 いずれも算定基準が明確ではない。算定基準が明確でな|的として、平成19年度に予算執行残額の範囲内で退職給 ければ、恣意的な損益調整とみなされるおそれがあり、「与引当金、修繕引当金をそれぞれ費用化した。 会計上最も注意すべきことである。

報告(平成17年3月)や他県の事例を参考に、引当金に┃の累積赤字の中で引き当てを行うことは適当でない。┃ ついての明確な算定基準を設定されたい。

中央病院では、年度内所要額が見通しにくく予算計上

引当金については、全国的には7割以上の自治体病院 ついては、総務省の「地方公営企業会計制度研究会」┃が赤字決算という中で、これまで国の行政実例で「多額 旨の資料も出されていた等から、ほぼ全ての県立病院が 予算残額の範囲内での計上で、明確なルールによる引当 がなされていない状況である。(なお、総務省の「地方 公営企業会計制度研究会」報告については研究会の検討 の域に止まっており、国としての明確な取扱い(指導 等)はなされていない状況。)

> 中央病院としては、予算の平準化の観点で行うべきと される修繕引当金についてはルール通りの引当ては可能 と考えられるが、一方、将来負担額を費用化すべきとさ れる退職給与引当金については35~40億円程度の引当が 必要と見込まれることから、多額の将来負担額を直ちに 費用化することは困難である。

こうした中で、平成20年度末から総務省において地方 公営企業会計の検討が進められることとなっており、中 央病院としては、この検討結果を踏まえ、退職給与引当 金の処理方法に検討して参りたい。

## 【こころの医療センター】

引当金を計上することにより、資金残高は変わらない ものの、退職金等の使途が特定された資金が増加し、運 転資金や資本的収支不足額の補填財源となりうる資金が 減少することとなり、結果的に実質的な不良債務が発生 するおそれがある。

当院は、平成19年度までに整備した建設改良に係る企 業債元利償還金等の全額を一般会計から繰り入れられて いることにより資金不足が発生していない状況にある。

一般会計繰入金については、今後の経営状況を踏まえ て見直しを検討することになっており、現時点では引当 金の計上は困難である。

今後、繰入金の見直しや将来の経営状況を踏まえて、 引当金の計上や算定基準の設定を検討する。

#### 5) 医療事務の委託契約について

診療報酬請求事務を中心とした医療事務の委託につい【中央病院】 ては、両病院とも長年にわたり単年度毎に一者随意契約 を継続している。

ついては、契約の公正性、経済性の確保の観点から、 平成18年3月6日付け出納局長通知「随意契約事務の改|のうえ契約を締結した。 善」により競争性のある契約方法が取れないか検討され たい。また、医療事務については長期継続契約を締結す | ことができる契約に関する条例及び同施行規則に基づき ることができるように規則が制定されており、複数年契 3年間(平成21年度から平成23年度まで)とした。 約についても検討されたい。

なお、窓口サービスや患者サービスなどの委託業務の 質の確保についても、一層の注意を払われたい。

平成21年度の医事業務委託契約については、総合評価 方式による業者選定を行うこととし、窓口サービスや患 者サービスの質の向上についても提案内容を審査・確認

また、契約期間については、長期継続契約を締結する

#### 【こころの医療センター】

平成21年度委託契約については、公募型プロポーザル 方式による業者選定を行い、窓口サービスや患者サービ スの質の向上についても提案内容を確認のうえ契約を締 結した。

また、契約期間については、長期継続契約を締結する ことができる契約に関する条例及び同施行規則に基づき

3年間とした。

# 2 電気事業の運営について(企業局)

#### 1) 電気事業の経営の健全化について

事業収益に大きな影響を与える料金単価は、電力自由 化の流れの中で、低下傾向にあり、事業収益の減少がさ らに続くことが想定される。

こうした状況の中で、平成20年度は水力発電の料金改 定交渉の年にあたり、また、風力発電も公営企業として は全国有数の発電規模を誇る江津高野山風力発電所が平 成20年11月に営業運転開始予定となっているなど、電気 事業の今後の運営に向けて、大事な1年であり、一層の 経営努力を行い、運営の効率化を推進していく必要があ る。

#### ① 電力自由化への対応について

平成7年度の電気事業法改正に伴う経過措置は平成22 発電した電気の供給先を長期にわたって確保するた 年3月末までとなっており、同年4月以降は電力自由化 | め、電力会社との間で平成21年度から平成35年度まで( が本格的に始まることになる。従って、電力会社との新 | 15年間)の電力需給に関する基本契約を締結した。 たな受給契約の締結に向けて、電気事業を営む中国地方 化に努め、経営基盤の一層の強化に努められたい。

また、渇水などにより発電量が低下するなかで、平成 各県との連携を図るとともに、経費の節減や経営の効率 |21年度からの電力需給契約(2年間)においては、安定 した収益を上げることができるよう基本料金と発電電力 量に基づく電力量料金の比率を従来の7:3から8:2 に改めることにした。

> 平成21年10月からは運転業務の効率化のため、東部、 西部2カ所で行っている運転監視業務の東部事務所への 集約化を予定しており、今後とも経営効率化と経営基盤 の強化を図っていく。

#### ② 隠岐大峯山風力発電所の経営の健全化について

平成16年2月から運転開始した隠岐大峯山風力発電所 れは落雷等に起因する機器の故障による長期の運転停止 20年度の設備利用率は26.2%に向上した。 によるものであり、その対策の一つとして平成18年12月

隠岐大峯山風力発電所は、これまで実施してきた雷対 の設備利用率は、目標の33.0%に対し平成18年度は22.4 策や迅速に故障復旧を計るための修理用予備品の確保及 %、平成19年度は19.7%と目標が達成されていない。こ┃び地元業者の活用などの対策の効果が徐々に現れ、平成

隠岐大峯山風力発電所の平成20年度の経常損益は赤字 には避雷塔を設置し、また平成19年度には風車の羽根の となるものの償却前損益は黒字に転換する見込みであ アース線強化や故障時に迅速な復旧を行うための予備備 | り、今後とも設備利用率の向上対策に取り組み収益の確 品の確保がなされてきているが、結果として運転停止時、保に努めていく。 間短縮の改善に必ずしも至っていない。

このため、昨年度も意見として述べたメンテナンスや 修理体制の見直しをさらに行うとともに、費用対効果の 観点に立った諸対策を実施し、正常運転の確保を図る必 要がある。

また、隠岐大峯山風力発電所の経常損益は赤字基調が 続いており、平成19年度は3,819万円余の赤字となり、営 業運転開始後初めて償却前損益が赤字となった。

経常損益の赤字基調がこのまま推移すれば、隠岐大峯 山風力発電所の事業の存続が経営上大きな負担となって くることから、中期的な経営見通しを踏まえ、適切な事 業執行に努められたい。

#### ③ 江津高野山風力発電所の運営管理について

江津高野山風力発電所については、発電設備9基、認 設備利用率向上のため隠岐大峯山風力発電所の教訓を 可最大出力2万700kWで、平成19年3月に建設工事に着 活かし、建設時からの雷対策や迅速な故障復旧が行える 手し、平成20年7月から試運転を行い、11月からは営業 |よう、予備品の確保及び点検・保守業務における地元業 運転が開始される予定となっている。工事は順調で、建 | 者の活用により作業時間の短縮を図った。 設事業費も発注時点に予測した事業費の枠内に収まる見 通しとなっている。

点検や運転ノウハウの確保、トラブルの早期回復対策な│これは想定した風量が得られなかったことや初期故障の どに加え、維持管理契約の内容の点検など、万全の対応影響のためである。 を講じられたい。

#### 3 工業用水道事業の運営について(企業局)

1)飯梨川工業用水道事業の需要拡大対策について

をピークに漸減傾向にあり、当面、契約水量の増加は期しいたが、老朽化による施設の改良、修繕が見込まれるこ 待できない状況にある。

ついては、引き続き経費の節減に努めるとともに、新 に取り組まれたい。

営業運転開始は、使用前検査に必要な風況が得られな かったため3ヶ月遅れ、平成21年2月からとなった。2 効率的安定的な事業運営に向けて、設備機器の十分な ヶ月間の設備利用率は18.4%(目標21.0%)であるが、

> 引き続き初期故障の迅速な復旧対応などにより設備利 用率の向上に努めていく。

飯梨川工業用水道事業の売水率は平成5年度の71.0% 飯梨川工業用水道料金は、平成6年度以来据え置いて とから平成21年10月に料金改定を行うこととしている。

引き続き固定経費の節減に努めるとともに、新規契約 規契約先の開拓や新たな活用策の検討など需要拡大対策|先の拡大については、工業用水の使用可能性のある企業 訪問を行うなど需要拡大対策に取り組んでいく。

2) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策について

江の川工業用水道事業については、事業開始以来給水 津地域拠点工業団地への用水型企業の誘致等に努めると「元市と連携し用水型企業の誘致等に取り組んでいく。 ともに、用水の有効活用策について検討されたい。

3) 八戸川工業用水道建設事業のあり方について

八戸川工業用水道建設事業については、県営八戸ダム | 八戸ダム未利用水の活用については、これまで関係部 しているが、残りの15万3千㎡については、昭和51年の 局と協議、検討を行っていく。 ダム完成以来利用されることなく現在に至っている。

企業局においては、平成16年度の包括外部監査意見や 決算審査意見を受けるなかで、有効利用について種々検 討がなされてきたが、具体的な活用策が見出せない状況 にある。

具体的な水需要の見込みがなく、事業開始の見通しの ない当該事業を企業局事業として、建設仮勘定に管理費 を計上し続け、資産を増大させている状況は、事業実態 を適正に表示すべき企業会計上も問題であり、一般会計 への移管なども含め、県と協議のうえ、その扱いを決定 されたい。

- 4 水道事業の運営について(企業局)
  - 1) 江の川水道事業における支出の抑制と新たな需要 拡大について

江の川水道事業については、市の参画水量に対して使 用水量が少ないことから供給単価が割高となっており、 一般会計からの補助や電気事業会計からの借り入れによ り供給単価の引き下げや平準化措置が行われている。

15,000㎡/日の給水施設を有する江の川工業用水道は、 先は1企業にとどまっており、売水率は4.7ポイント上昇 | 給水量2,000㎡/日となっていたが、景気低迷により800㎡ したものの、14.3%であり1企業の需要動向に左右され / 日に低下している。需要拡大のためには、江津地域拠点 るため、今後の需要拡大に向けて、分譲促進のため平成 | 工業団地への用水型企業の誘致が不可欠であり、厳しい 20年度から新たに導入された用地取得費の20%助成措置 | 経済状況であるが、企業立地促進助成金制度や江の川工 (地元市と合わせて40%助成)等を十分に活用して、江 業用水道料金補助金制度などを活用し、商工労働部・地

に23万mの用水を確保し、そのうち江の川工業用水道事 局と検討を行ってきているが、具体的な有効活用策が見 業に5万㎡、江の川水道事業に2万7千㎡の用水を利用 | いだせていない。今後、事業内容の整理も含め、関係部

> 江津市は、平成21年8月には旧江津市分の全ての簡易 水道の上水道切替が完了する予定であり、切替による需 要量の増加はこれ以上望めない。

このような状況の中、江津市及び大田市とともに「水

単価軽減のためには、昨年度も意見として述べたとこ「道事業に関する総合的検討会」を設置して料金のあり方 上水道への切り替え等について、引き続き江津市・大田 | 結果を踏まえ適切な料金設定に努めていきたい。 市と協議を進め需要拡大に取り組まれたい。

ろであるが、経費節減等に努めるとともに、簡易水道の や効率的運営について意見交換を行っており、この検討

## 2) 斐伊川水道建設事業の推進について

斐伊川水道建設事業は、県東部地域における安定的な きている。

努めるとともに、関係市町の契約水量の確定や料金設定| に向けた具体的な調整作業が本格化していく中で、県東|直し、飯梨川水道との一体的な運営管理により一層の効 部地域における料金設定のあり方や総合的な事業経営、 運営管理の効率化等について検討を深められたい。

斐伊川水道事業は、尾原ダムを水源とし、県東部地域 水道用水供給対策として、山佐ダムを水源とする第1期 の慢性的水不足対策を解消し、良質で安定した水道用水 拡張事業に次ぐ第2期拡張事業として位置づけられ、平 の供給のため着手したものであり、現在、平成23年4月 成23年度の給水開始に向け建設工事が順調に進められて の供給開始に向け、着実に建設事業を進めている。事業 実施にあたっては、他工事との工事調整あるいは安価な 平成23年度の給水開始に向けて、建設事業費の縮減に 工法の採用などにより事業費の縮減に努めている。

> 運営管理については、機械設備の効率的な仕様への見 率化を図っていくこととしている。

> 料金については、受水団体と十分な協議を行い、適切 な料金設定に努めていきたい。

### 5 宅地造成事業の運営について(企業局)

#### 1) 各工業団地の分譲促進について

各工業団地の分譲促進について、知事部局・地元市・ 工業団地の分譲については、厳しい経済状況の中では ・市の各種の分譲促進のための諸制度や江津地域拠点工制度を積極的に活用して分譲促進に努めていく。 業団地における用地取得費の40%助成措置(県20%、市 20%) 等を十分に活用して分譲促進に努められたい。

関係団体等と企業誘致に関する様々な情報を共有し、県|あるが、商工労働部・地元市と連携を密にし、各種優遇

#### 6 企業局全事業について

# 1)経営計画の推進について

平成19年度は、経営計画を踏まえ、業務コスト削減 ともに、高金利既往債の繰上償還・借換による支払利息│く見直しを行っていなかったため、財務計画を見直し、 の軽減などの取組がなされてきたところである。

力発電所建設事業が経営計画を構成する財務計画に盛り 見通しを平成20年度に作成した。 込まれていないなどの点が見受けられる。

平成18年3月に策定した経営計画における財務計画で (物件費の削減)や職員数の削減が引き続き図られると は新たな事業が盛り込まれておらず、また、実績に基づ 新規事業を盛り込み、計画と実績の対比、分析を行い、 しかしながら、隠岐大峯山風力発電所や江津高野山風 | 今後の課題及び解決の方向性の項目を加えた企業局経営

今後は、経営計画の着実な推進を図り、一層の効率化

ついては、経営計画について必要な見直しを行うとととと経営基盤の強化に努めていく。

もに、計画と実績との対比、分析等PDCAマネジメン なお、この経営見通しは、外部有識者で構成する経営 職員が一丸となって、経営計画の着実な推進を図り、健ている。 全経営をめざして一層の効率化と経営基盤の強化に努め また、県民や関係者に計画の達成状況や達成に向けて ていく必要がある。

また、経営計画は、企業局内外に向けた経営意思の具 に努めていく。 体化であり、計画の達成状況や課題解決のための取組状 況等について、県民や関係者に十分な情報提供を行うな ど、企業局事業の理解の促進に努められたい。

トサイクルを徹底しながら、企業局全事業について、全 評価委員会の意見を聞いて毎年度見直しを行うこととし

の取り組み等の情報提供を行い企業局事業の理解の促進